

つきづき しほら
月々の支払いがきちんと
できているか心配・・・。

ふくし りよう
福祉サービスを利用する
にはどうしたらいいの？

つうちょう いんかん
通帳や印鑑をどこに置い
たか忘れてしまう・・・。



ふくし りよう にちじょうてき
福祉サービスの利用や日常的な
きんせんかんり ふあん かたがた すな ちいき
金銭管理などに不安がある方々が住み慣れた地域で
あんしん く てつだ
安心して暮らせるようお手伝いします。

にちじょうせい かつじりつ しえんじぎょう
「日常生活自立支援事業」
あんない
のご案内

ふくし
福祉サービスの
りようえんじよ
利用援助！



しよるいとう
書類等の
あず
お預かり！

にちじょうてき
日常的な
きんせんかんり
金銭の管理！

しゃかい ふくしきょうぎかい せんもんいん せいかつしえんいん
社会福祉協議会 (専門員・生活支援員)

Q どんな人が利用できますか？

A 認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※どのくらい判断能力があるかは、「契約締結判定ガイドライン」で確認します。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けて

いる方に限られるものではありません。

※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。



Q どんなサービスがありますか？

A 次のようなお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

●福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き。

●福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い。

×【お手伝いできないこと】買い物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き、死後事務。

福祉サービスを利用するにはどうしたらいいの？



日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

●年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い。

●生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言。

●福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い。

×【お手伝いできないこと】預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き。

月々の支払いがきちんとできているか心配…。



書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

●保管できるもの

年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

×【保管できないもの】宝石、書画、骨董品、貴金属類、家の鍵など

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてしまう…。



Q 費用はかかりますか？

A 相談は無料ですが、契約後は利用料や預かり料が必要です。○ただし、生活保護を受けている方は、すべて無料です。



利用料

1時間まで	1,000円
1時間を超えて 1時間30分まで	1,350円
1時間30分を超えて 2時間まで	1,700円
2時間を超えて 2時間30分まで	2,050円
2時間30分を超えて 3時間まで	2,400円
3時間を超えた場合	2,750円

預かり料

お住まいの市町村の社会福祉協議会でお預かりする場合

日常的な金銭管理にかかる書類等を預かります。

(預貯金通帳、通帳印など)

※50万円以内の預貯金通帳に限ります。

つき 月 350円
ねん (年 4,200円)

銀行の貸金庫等でお預かりする場合

普段取り扱わないその他の書類等を預かります。

(年金手帳・証書、預金通帳、登記識別情報通知書、

実印、キャッシュカードなど)

※500万円以内の預貯金通帳に限ります。

つき 月 250円
ねん (年 3,000円)

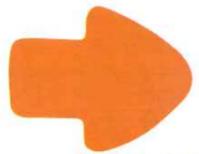


Q どうすれば利用りようできますか？

A まずはお住まいの市町村の社会福祉協議会しやかいふくしきやうぎかいにご相談そうだんください。

利用りよう（支援しえん）開始かいしまでの流れなが

相談受付そうだんうけつけ



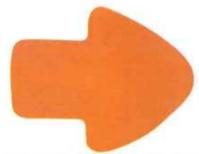
訪問調査ほうもんちようさ



支援計画作成しえんけいかくさくせい



契約けいやく



支援開始しえんかいし

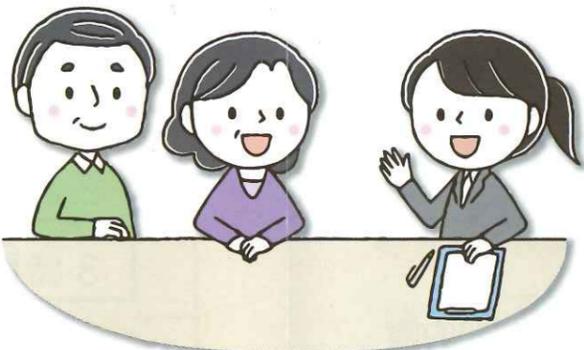


お住まいの市町村の社会福祉協議会しやかいふくしきやうぎかいにご相談そうだんください

- 本人以外ほんにんいがいでも、家族かぞくなど身近みぢかな方かた、福祉サービス事業者しやみんせいいん、民生委員みんせいなど、どなたでも構かまいません。
- プライバシーはいりょに配慮ほいりょし、相談内容そうだんの秘密ひみつは守まもります。

専門員せんもんいんが自宅じたく・病院びやういん・施設しせつを訪問ほうもんし、相談そうだんにのります

- 本人ほんにんの困りごとこまや契約意思けいやくいし、契約能力けいやくのうりよくの確認かくにんをします。
- 契約能力けいやくのうりよくの確認かくにんが難しい場合むずかは、「契約締結審査会けいやくていけつしんさかい」で審査しんさします。



本人ほんにんの希望きぼうを聞き、話し合はなって支援計画しえんけいかくをつくりつます

- 困こまっていることはなや希望あを確認かくにんしながら、話し合はなって支援計画しえんけいかくをつくりつます。

利用契約りようけいやくを締結ていけつします

○契約けいやくは、内容ないように間違いまちががなければ、本人ほんにんと社会福祉協議会しやかいふくしきやうぎかいとで行おこないます。



サービスかいしを開始かいしします

○支援計画しえんけいかくに沿そって、生活支援員せいかつしえんいんがサービスせいきやうを提供ていぎやうします。

※ここから利用料りようりやう・預かり料あずかりりやうが発生はっせいします。



専門員せんもんいんの役割やくわり

困りごとこまや悩みなやについて相談そうだんを受けうけます。

そして本人ほんにんの希望きぼうをもとに適切てきせつな支援計画しえんけいかくを作り、契約けいやくをします。サービスせいきやうの利用りようを始めてから、心配しんぱいな点てんがあればいつでも相談そうだんを受けうけます。



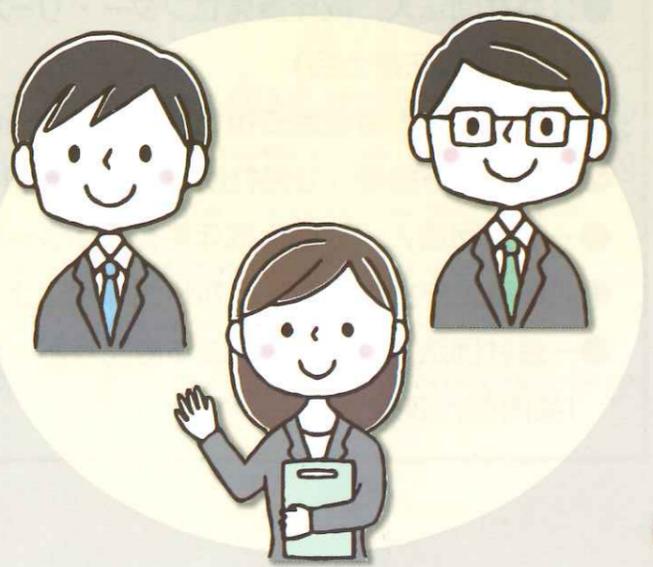
生活支援員せいかつしえんいんの役割やくわり

支援計画しえんけいかくに沿そって、定期的ていきてきに訪問ほうもんします。福祉サービスふくしせいきやうの利用りよう手続きてつづきや、預貯金よちよんの出し入れだいをお手伝てつだいします。

契約締結審査会けいやくていけつしんさかいとは

弁護士べんごし、医師いし、社会福祉士しやかいふくししなどの専門家せんもんかで構成こうせいされ、本人ほんにんの契約能力けいやくのうりよくや判断能力はんぱんのうりよくの確認かくにんが必要な場合ひつようばあい、専門的せんもんてきな立場たちばで契約可否けいやくかひ等を審査しんさします。

また、よりよい支援しえんのため、専門員せんもんいんや生活支援員せいかつしえんいんへの助言じよげんも行おこないます。



安心してご利用いただくために

福岡県運営適正化委員会 (☎ 092-915-3511)

この事業の適切な運営を確保するため、法律・医療・福祉の専門家が事業全般の監視を行っています。また、利用者からの苦情相談を受け付ける窓口も設置しています。このお手伝いに不満等がある時は、まずは社会福祉協議会に連絡ください。



成年後見制度について

日常生活自立支援事業は、本人にこのサービスを利用する意思があり、契約内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。理解力の低下などにより、社会福祉協議会との契約可能な判断能力がなくなった場合には「成年後見制度」が利用できます。

成年後見制度とは、判断能力が著しく不十分になられた方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など)を保護し、支えるための制度です。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

また、判断能力が不十分になったときに、あらかじめ契約を結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」もあります。

成年後見制度に関するお問合せ先

- 福岡家庭裁判所後見センター ☎ 092-981-9606
- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 (福岡県司法書士会) ☎ 092-738-1666
- 高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」(福岡県弁護士会) ☎ 092-724-7709
- ばあとなあ福岡 (公益社団法人 福岡県社会福祉士会) ☎ 092-483-2941
- 一般社団法人 社労士成年後見センター福岡 ☎ 092-414-8775
- 成年後見支援センター (九州北部税理士会) ☎ 092-433-2366
- 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター福岡県支部 (福岡県行政書士会) ☎ 092-641-2501

事例

80歳の女性Aさんは、年金を受給しながら、一人で在宅生活をしています。訪問販売業者が何度も家に来ているのを見かけた近所の方が、状況を確認すると、家の中に開封していない段ボールが多くあり、不要なものを買わされているようでした。本人は、だまされたことを理解できていないため、今後、安心して生活できるように、社会福祉協議会に相談がありました。



援助内容

生活について

料理や掃除が十分にできていなかったため、ホームヘルプサービスなどの利用について話し合い、介護保険の申請のことも含めて、ケアマネジャーを調整することとしました。「ひとり暮らしで話し相手がない」というAさんの訴えにより、近所で行われているふれあいいきいきサロンの紹介や、社協ボランティアセンターに登録している傾聴ボランティアの調整も行いました。悪質な訪問販売から守るため、民生委員・児童委員や近所の方に見守りをお願いしました。



日常的なお金の管理について

公共料金の支払いを忘れ、滞納する事があるため、引き落としの手続きを行いました。食費等の必要経費を考えながらお金を使うことが難しくなったため、毎月定期的に生活費を届けることとしました。

書類等預かりサービスについて

物忘れも多くなり、通帳や印鑑の保管場所が分からなくなることがあるため、預かりサービスを利用することとしました。